

第 92 号 議 案

訴えの提起について

長崎県は、次の者を相手として、中小企業高度化資金貸付金に係る債権保全のため、詐害行為取消権に基づく不動産所有権移転登記の抹消請求の訴えを提起するものとする。

1 相手方

住 所	氏 名
[Redacted]	[Redacted]

2 訴えの内容

長崎県は、平成 6 年 5 月及び平成 7 年 4 月に中小企業高度化資金貸付金を法人甲に対し交付した。訴えの相手方が令和 3 年 12 月 28 日に当該貸付金の連帯保証人が所有していた不動産の所有権移転登記を受けた結果、県の債権保全上、支障を来すこととなったことから、当該移転登記の抹消を求めるものである。

令和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

詐害行為取消しの訴えの提起について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。